

## 広島県上下水道部訓令第二号

広島県企業局の設置に伴う関係職員の人事異動の取扱いに関する訓令を廃止する訓令を次のように定める。

令和五年四月一日

広島県上下水道部長 川 西 隆 弘

### 広島県企業局の設置に伴う関係職員の人事異動の取扱いに関する訓令を廃止する訓令

広島県企業局の設置に伴う関係職員の人事異動の取扱いに関する訓令（昭和四十九年企業局訓令第三号）は、廃止する。

#### 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。